AKI

Aozora あおぞら キー インフォメーション

2024年 7月号 VOL.225

あおぞら人事・労務サポート 発行

1. 改正雇用保険法の成立 - 雇用保険加入者の拡大など

Key Information

先月、改正雇用保険法が成立致しました。主な改正の内容として、①雇用保険の適用拡大、②教育訓練やリ・スキリング支援の充実、③育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保、が挙げられます。

①雇用保険の適用拡大では、雇用保険の被保険者となる要件のうち、現在は「週所定労働時間 20 時間以上」となっているものを「週所定労働時間 10 時間以上」に変更する内容です。施行期日は、令和 10 年 10 月 1 日です。

②では、自己都合離職者が失業給付を受給する場合の給付制限期間に関するものがあり、現行では、求職申し込み後の 待機期間満了後に原則 2 ヵ月の給付制限期間がありますが、「雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等 を自ら受けた場合」には 1ヵ月に短縮されます。その他、教育訓練給付金に関し、教育訓練受講による賃金増加等を要件とし た追加給付を設けることで給付率の引き上げ、被保険者が教育訓練のための休暇を取得する場合に賃金の一定割合を支給 する給付金の創設があります。施行期日は、自己都合離職者の給付制限期間に関するものは令和 7 年 4 月 1 日、教育訓練 給付の給付率引き上げは令和 6 年 10 月 1 日、休暇への新たな給付金の創設は令和 7 年 10 月 1 日です。

③は、育児休業給付の国庫負担を現行の 1/80 から 1/8 に引き上げる等の財政運営の改正です。また、①~③の他、教育訓練給付金の給付率の引き下げ、雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る暫定措置の延長等がありました。

なお、今月には、子ども・子育て支援法の改正に伴い、雇用保険の制度として両親ともに育児休業を取得する場合の出生後休業支援給付と育児時短就業給付が創設されることにもなりました(施行期日令和7年4月1日)。施行期日が複数あり混乱しそうですが、対応をしっかリフォローしておきたいところです



2. 社会保険の定時決定における年間報酬の平均による算定

健康保険と厚生年金制度において、毎年、4 月から 6 月までの報酬の支払額によりその年の 9 月分以降の標準報酬月額を決定する手続(「定時決定」…届出書類としては「算定基礎届」)があります。この手続では、原則は、4 月・5 月・6 月に支払われる報酬額を用いますが、4 月~6 月の報酬の平均で標準報酬月額を算出することが著しく不当である場合は、年間報酬の平均で算定する例外があります。

この例外が認められる要件として、①「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間平均で算出した標準報酬月額」の間に 2 等級以上の差が生じる、②①の 2 等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる、③年間平均による算出に被保険者が同意している、ということがあります。なお、①の「2 等級以上の差」については、健康保険、厚生年金いずれの場合も標準報酬月額が最低等級または最高等級の場合には 1 等級の差でも対象となる場合があります。

この制度は基本的に、例年生じる時期的な繁忙・閑散により、4~6 月の報酬額が年間でみるよりも差がある場合の為、というのが主旨となります(一時帰休が行われている場合にこの取扱いが適用される場合もあります)。そのため、通常の算出と年間平均との 2 等級以上の差が例年発生するものではない場合は対象にならないとされ、また、③にあるように被保険者

この届出を行う場合には、算定基礎届のほか、年間報酬の平均で算定することの申立書、通常の方法と年間平均で算出した標準報酬月額の比較表と対象となる被保険者の同意書が必要になり、これらの様式は日本年金機構のホームページでも公開されています。手続等でお悩みの点があれば社会保険労務士をご活用ください。

の同意がない場合も対象とならず、被保険者の同意書は毎年提出することとされています。

● 編集後記 ●

先月、同世代の社労士仲間がこの世を去りました。彼は 5、6 年の闘病生活を送り、入退院を繰り返していました。それでも、とても前向きで明るい人で、毎月の会議にも ZOOM で参加し、今を生きる姿勢を懸命に伝えてくれていました。最期の時期、ホスピスの順番を待っている間も、どう声をかけていいか分からないこちらを気遣い、「まだ新薬が開発されるかもしれないよ」と明るく振舞ってくれていました。彼の勇気と前向きな姿勢に心から敬意を表し、深く感謝しています。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士 秋山幸子(登録 NO.13050514) 三鷹市下連省 3-38-4

三鷹産業プラザ 307

TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山